

日産婦発第 119 号
平成 24 年 7 月 2 日

厚生労働大臣 殿

公益社団法人日本産婦人科医会
会長 寺尾俊彦

産科病院・診療所は計画停電の対象外とする要望書

計画停電を実施する場合には、24 時間体制で分娩を実施している産科医院・診療所を対象外としていただくよう要望します。

分娩はいつ起こるかわからず、また最近の出産年齢の高齢化などに伴う異常分娩(帝王切開)の増加など分娩を取り巻く状況は複雑化し、医療の介入なしでは分娩は成り立たなくなっています。予期せぬ出来事や、生まれてくる子供の一生を決める可能性のある出産の現場においては、高度な医療機器および設備の充実は欠くことができないものであり、それらについては全て電力の供給が元になっています。分娩を取り扱う施設における停電の際の影響については、想像をできない事態が起これり、母児ともに生命の危険性が起こりうることが考えられます。医療は命を守ることが最大の使命であることは言うまでもありませんが、とりわけ分娩施設については、瞬時の対応が要求され、電源の供給がなければ計画的な医療を行うことはできません。母児の生命を守るという切実な産科医師の心情を御推察していただき、計画停電の対象から除外していただくよう、大臣におかれましてもご尽力賜りますよう節にお願い申し上げます。

なお、仮に産科病院・診療所も含めることとなった場合は、国からの補助または自家用発電機の無償貸与などの対策をとっていただき、産科病院・診療所に支障を来すことがないよう要望いたします。